

**「電波の利用状況の調査等に関する省令等の一部改正（案）」に対する意見募集に対して提出された意見とそれらに対する総務省の考え方
（令和2年1月25日（土）から同年2月25日（火）まで意見募集）**

【提出意見】

9件（件数は意見提出者数）の提出意見がありましたので、意見提出者ごとに、提出された意見及び総務省の考え方を以下に示します。

（提出順）

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	日本テレビ放送網株式会社	<p>[電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案]</p> <p>調査周期を3年から2年に変更するにあたり、免許人に対して過度な負担とならないような配慮を要望します。714MHzが区分周波数とされていますが、その根拠に関する説明が必要と考えます。今後高い周波数の利用が増大する傾向にあるため、調査年により対象無線局数に大きな差異が発生することが懸念されます。</p>	<p>調査周期の短縮は、より実情に近い利用状況を把握するために必要と考えております。調査周期の変更に伴う調査の実施にあたっては、免許人への過度な負担とならないよう、十分に配慮しながら、調査内容の詳細について検討を進めて参ります。</p> <p>周波数区分については、周波数の物理的特性や用途などを勘案したものとしております。</p> <p>現行の3区分については、</p> <p>①714MHz以下は、主に船舶無線、航空無線、放送等の比較的従前から運用されている電波利用システムに利用されている周波数帯</p> <p>②714MHz超3.4GHz以下は、主に携帯無線通信等の移動通信システムに利用されている周波数帯</p> <p>③3.4GHz超は、主に固定業務、衛星通信、レーダー等に利用されている周波数帯</p> <p>であるところ、3.4GHz超については、今後、5Gなど様々な移動通信システムへの活用が期待されていることから、714MHz超の周波数帯を一体として調査を実施することが効果的であると考え、714MHzを基準に区分したものです。</p>	無
		<p>[電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を定める件の一部を改正する告示案]</p> <p>電波の有効利用度合の評価については、「社会的重要性等も考慮した総合評価」とすると示されておりますが、評価基準の策定にあたっては広く国民の意見が反映されることが肝要です。評価基準策定時における公平性・透明性の確保を要望します。</p>	<p>評価にあたっては、電波利用システムに応じてその利用形態等も異なるため、電波利用システムの利用傾向等を分析した上で評価結果案とあわせて評価基準を示して参ります。</p>	無
		<p>[重点調査の実施に係る基本的な方針を定める件]</p> <p>今年度実施中の臨時の利用状況調査における発射状況調査では、機材や人員の確保等無線局免許人に多大な負担を強いている状況です。今後重点調査を実施するにあたり、当該無線局に運用制限が発生する等、免許人に過度の負担がかからないような配慮を強く望みます。</p>	<p>重点調査の実施にあたっては、免許人への過度な負担とならないよう、十分に配慮しながら調査内容の詳細について検討を進めて参ります。</p>	無

2	株式会社テレビ朝日	<p>[改正案全般]</p> <p>今回の改正により、重点調査の実施等が免許人の過度な負担とならないように配慮をお願いいたします。</p>	<p>重点調査の実施等にあたっては、免許人への過度な負担とならないよう、十分に配慮しながら調査内容の詳細について検討を進めて参ります。</p>	無
3	株式会社TBSテレビ	<p>[省令案（利用状況調査に係る周波数帯） 第三条 総務大臣は、おおむね二年を周期として（中略）、利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。</p> <p>一 七一四 MHz 以下のもの</p> <p>二 七一四 MHz を超えるもの]</p> <p>改正前はおおむね三年周期かつ周波数帯が 3 区分でしたが、改正後はおおむね二年周期かつ周波数帯が 2 区分になる事で、対象となる無線局の数は相当数に上ることとなります。調査対象の選定にあたっては、事業者本来の業務を圧迫させるような過度の負担を生じさせないよう、配慮をお願いいたします。</p>	<p>調査周期の短縮は、より実情に近い利用状況を把握するために必要と考えております。調査周期の変更に伴う調査の実施にあたっては、免許人への過度な負担とならないよう、十分に配慮しながら、調査内容の詳細について検討を進めて参ります。</p>	無
		<p>[省令案（重点調査の実施） 第五条の二 総務大臣は（中略）、重点的に調査する必要があると認めるときは（中略）、無線局ごと又は登録局ごとその他当該該当周波数帯の調査に必要な限度において詳細に調査を行うことができる。]</p> <p>重点調査については電波利用システム毎ではなく無線局毎での調査が可能になるとの事ですが、弊社では714MHzを超える局は相当数あり、先日の臨時調査のように、30日間の連続調査を記録するようなものであれば、自動集計ではないため事務作業量はかなりの量となります。今後も調査対象によっては同様の懸念が予想されるため、例えば事前に事業者側に十分なヒアリング等をしたうえで、本来の業務に影響が無い範囲での調査になるようお願いいたします。</p>	<p>重点調査の実施等にあたっては、免許人への過度な負担とならないよう、十分に配慮しながら調査内容の詳細について検討を進めて参ります。</p>	無
		<p>[省令案（臨時の利用状況調査） 第六条 総務大臣は、必要があると認めるときは、第三条第一項又は第二項に定める周期にかかわらず、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。]</p> <p>臨時の利用状況調査自体の必要性は理解いたしますが、省令第三条により調査回数が増えることから、事業者側の負担が増える懸念を持っております。臨時の利用状況調査を行う際は、調査の手法等について事前に事業者十分に照会いただく等、柔軟なご対応を希望いたします。</p>	<p>臨時調査については、予期しない電波利用ニーズへの対応等を想定して規定しているものです。調査を行う場合には、免許人等の意見を踏まえ、真に必要な調査事項に限定するなど免許人への負担に配慮して実施して参ります。</p>	無

		<p>[告示第一号（電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を定める件）三. 評価の方法</p> <p>2 電波の利用状況の調査等に関する省令第五条の二に規定する重点調査の対象となる電波利用システムについては、前号のほか、電波の利用時間、地域その他の必要な事項を指標とした電波の利用の度合いを分析することにより評価する。なお、指標別の利用の度合いについては、評価に際し、一定の基準を示すものとする。]</p> <p>無線局は、各事業者が必要に迫られて運用しております。24 時間運用しているものから、特定の瞬間に通信が必要なもの、再送が可能なものから再送不可能なもの、と様々な形態をとっています。従いましてその価値は利用時間や地域、また頻度だけで諮れるものではないと考えます。有限資産である周波数の有効利用は重要であると考えますが、調査方法や指標・評価などにあたっては、既存事業者の業務継続についても考慮を望みます。</p>	<p>告示案において、評価は、電波の利用の度合いだけでなく、各電波利用システムの社会的重要性等を考慮して総合的に行うこととしており、当該告示案に定める評価の方法に基づき、評価を行って参ります。</p>	無
4	日本放送協会	<p>[重点調査の実施]</p> <p>重点調査の実施について、電波の有効利用を促進する観点から妥当と考えます。</p> <p>発射状況調査においては、緊急報道などの放送事業の運営に支障をきたすことがないよう無線局の運用状況を考慮するほか、免許人に対して調査実施に係る負担がないよう配慮を求めます。</p>	<p>重点調査の実施について頂いた御意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>発射状況調査については、事業の運営に支障がないよう無線局の運用状況を考慮するとともに、対象局数を調査に必要な範囲に限定するなど免許人に過度な負担とならないよう、効果的な調査の実施につとめて参ります。</p>	無
5	株式会社テレビ東京	<p>電波利用ニーズの増大に対して、迅速に利用状況の把握・対応を行うため、定例調査の拡充を図ることは妥当と考えます。</p> <p>なお、無線局ごとの発射状況調査や電波実測などは、免許人の協力が必要不可欠です。重点調査を行うにあたっては、無線局運用に過度な負担とならないよう十分留意をお願い致します。</p> <p>今回、電波の有効利用の評価として、社会的重要性等も考慮した総合的評価とすることは、無線システムが担う意義・役割の重要性を示すものであり、適切な改正であると考えます。</p>	<p>定例調査の拡充及び評価について頂いた御意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>発射状況調査については、事業の運営に支障がないよう無線局の運用状況を考慮するとともに、対象局数を調査に必要な範囲に限定するなど免許人に過度な負担とならないよう、効果的な調査の実施につとめて参ります。</p>	無
6	関西テレビ放送株式会社	<p>[重点調査の実施]</p> <p>【意見】</p> <p>利用状況調査の調査方法を見直し重点調査を実施する際には、無線局免許人の負担増にならないよう、重点調査の対象を必要最小限の範囲に留める仕組みをあわせて構築するよう要望します。</p>	<p>重点調査の実施にあたっては、免許人への過度な負担とならないよう、十分に配慮しながら調査内容の詳細について検討を進めて参ります。</p> <p>電波の有効利用度合いの評価について頂いた御意見は、賛同意見として承ります。</p>	無

		<p>[電波の有効利用度合いの評価]</p> <p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点調査対象の電波利用システムについて、電波の利用時間、地域等の指標別の利用度合いによる評価を実施 ・評価は調査結果等の分析によるほか、電波利用システムの社会的重要性も考慮した総合評価とする。 <p>【意見】</p> <p>時間的、面的な有効利用度合いの評価だけではなく、電波利用システムの社会的重要性も考慮した総合評価とする、という考え方に賛同いたします。</p> <p>基幹放送局として、場所や時間を問わず発生する災害において報道取材を行い、また放送を継続するためには、平時の運用実績がたとえ少なくとも、混信なく確実に運用ができなくてはなりません。</p> <p>こういった点が十分に考慮されたうえで総合評価されることが必要と考えます。</p>		
7	ソフトバンク株式会社	<p>昨今の周波数の利用ニーズの高まりを踏まえて、周波数の利用頻度が低い帯域や同一周波数を複数の免許人が共用する帯域及び利用効率が低い無線システム等、将来に向け検証が求められる帯域や無線システムに対して、重点調査として調査を行うことは非常に有効であると考えており、弊社として賛同いたします。</p> <p>今後、そのような帯域や無線システムは、重点調査として意見募集対象の告示案に定められた基本的な方針に沿って運用がなされていくものと考えておりますが、将来、基本的な方針や運用の変更等を行う必要がある場合には、改めて広く意見を求めることが必要であると考えます。</p> <p>また、調査の実施にあたっては、調査項目および公表項目においては、センシティブな経営情報、個人情報、プライバシー情報等の情報に触れる場合や類推が可能となるものも含まれる可能性があることから、調査の目的・効果・必要性については事前の検討・検証を十分に実施する事をお願いいたします。</p>	<p>重点調査について頂いた御意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>告示案に定める基本的な方針を変更する場合には、改めて意見募集を行って参ります。</p> <p>調査の実施及び調査結果の公表にあたっては、調査の目的や関係法令等を踏まえ、適切に対応して参ります。</p>	無
8	Wireless City Planning 株式会社	<p>昨今の周波数の利用ニーズの高まりを踏まえて、周波数の利用頻度が低い帯域や同一周波数を複数の免許人が共用する帯域及び利用効率が低い無線システム等、将来に向け検証が求められる帯域や無線システムに対して、重点調査として調査を行うことは非常に有効であると考えており、弊社として賛同いたします。</p> <p>今後、そのような帯域や無線システムは、重点調査として意見募集対象の</p>	<p>重点調査について頂いた御意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>告示案に定める基本的な方針を変更する場合には、改めて意見募集を行って参ります。</p> <p>調査の実施及び調査結果の公表にあたっては、調査の目的や関係法令等を踏まえ、適切に対応して参ります。</p>	無

		<p>告示案に定められた基本的な方針に沿って運用がなされていくものと考えておりますが、将来、基本的な方針や運用の変更等を行う必要がある場合には、改めて広く意見を求めることが必要であると考えます。</p> <p>また、調査の実施にあたっては、調査項目および公表項目においては、センシティブな経営情報、個人情報、プライバシー情報等の情報に触れる場合や類推が可能となるものも含まれる可能性があることから、調査の目的・効果・必要性については事前の検討・検証を十分に実施する事をお願いいたします。</p>		
9	楽天モバイル株式会社	<p>[省令第3条第1項（調査周期の見直し） 省令第5条第6項及び第5条の2並びに重点調査告示（重点調査の実施）]</p> <p>電波の利用状況調査の調査周期の見直しや利用状況をより正確に把握することが必要な周波数帯について重点調査を実施可能とする今回の改正案は、今後の周波数再編に向けた検討をより加速させる有意義なものであり、賛同いたします。</p> <p>また、重点調査の結果は、周波数の共用及び移行に向けた検討に速やかに反映し、電波の有効利用を促進していただくよう要望します。</p>	<p>重点調査について頂いた御意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>頂いたご要望については、重点調査の調査結果及び評価結果を踏まえ、更なる電波の有効利用に結び付けていくことが重要と考えております。</p>	無